

申告書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました

【問】光税務署 0833・71・0166
税務課 52・5804

平成28年分の確定申告書、平成29年度の町県民税申告書には、個人番号(マイナンバー)を記載していただくこととなります。また、申告書を提出する際には本人確認(番号確認と身元確認)書類の提示または写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。(マイナンバーの「通知カード」はマイナンバーカードとは異なりますので、ご注意ください。)

※所得税の申告については、ご自宅でe-Taxを利用して行う場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要となります。

○マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

○マイナンバーカードをお持ちでない人
番号確認書類と身元確認書類が必要です。
【番号確認書類(いずれか1つ)】
・通知カード
・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)
【身元確認書類(いずれか1つ)】
・運転免許証
・公的医療保険の被保険者証
・パスポート
・身体障害者手帳
・在留カード など

所得税および復興特別所得税について

【問】光税務署 0833・71・0166

光税務署では、次のとおり申告会場を開設しています。

◇期間

2月16日(木)～3月15日(水)

※土日を除く

午前9時～午後4時

◇場所 光税務署

(光市虹ヶ浜3・10・1)

■特別復興所得税の記載漏れに

ご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。(還付申告の人を含め、申告される全ての人について、記載が必要となります。)

■申告書の作成は、簡単に便利な

「確定申告書作成コーナー」で!

確定申告期間中の申告会場は、混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、e-Taxまたは郵送などで提出されることをお勧めします。

また、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用し、書面で提出する場合には、①税務署に向く必要なし、②いつでも利用可能、③自動で税額を計算、④前年データが利用可能といったメリットがあります。

※e-Taxとは:

税務署に出かけることなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、インターネットを利用して申告・申請・届出などができます。

国税庁ホームページから電子申告でき、還付書類提出の省略や還付がスピーディなどのメリットがあります。詳細は、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

町県民税について

町税務課 ☎52・5804

◇申告が必要な人

- ・平成29年1月1日現在、本町に在住する人
- ・平成28年中に、農業や営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった人

(確定申告をした人は除く)

- ・年末調整の給与所得以外の収入があった人

※年末調整給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、町県民税の申告が必要です。

- ・収入が公的年金、恩給(遺族年金を除く)のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人
 - ・病気や失業、学生などで、収入がなかった人
- ※所得税の確定申告をした人は、原則として、町県民税の申告は不要です。

◇申告に必要なもの

- ・申告書が届いた人は、必ずその「申告書」
- ・本人確認書類(マイナンバーの番号確認と身元確認ができるもの)またはその写し

- ・印鑑(認印可)および金融機関の口座番号の分かるもの

- ・電卓・ボールペン

- ・給与、年金などのある人は「源泉徴収票」

- ・営業や不動産などの事業をしている人は「平成28年中の収入・支払いの分かる収支計算書や領収書など」

- ・医療費控除は「支払った医療費の領収書・保険などで補填される金額の明細書」

- ・生命保険料控除は「生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料の支払証明書」

- ・地震保険料控除は「支払保険料の証明書」

- ・住宅借入金等特別控除は「登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金の借入金」

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を支払っている人は「保険支払証明書」

月日	時間	申告対象自治会	申告会場
2/20 (月)	9:30 ~ 11:30	竹尾・大国木・真殿・中西	西田布施 公民館
	13:30 ~ 15:30	岸田団地・西田布施・矢蔵	
2/21 (火)	9:30 ~ 11:30	土井の内・塩坪・波野団地 (北・南)・雇用促進・上ゲ	東田布施 公民館
	13:30 ~ 15:30	八和田・配原・由免 大波野中・大波野上	
2/22 (水)	9:30 ~ 11:30	助政・井神・地家・蓮輪 浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷 公民館
	13:30 ~ 16:00	旭・高塔・鳥越・八海	
2/23 (木)	9:30 ~ 11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷 福祉会館
	13:30 ~ 16:00	新川・尾迫	
2/24 (金)	14:00 ~ 15:00	馬島	馬島 集会所
2/27 (月)	13:30 ~ 15:30	郷東・市明	小行司 分館
2/28 (火)	9:30 ~ 11:30	宿井・新宿井(1・2)・石の口 吉井・城南・瓜迫	城南 公民館
	13:30 ~ 16:00	西山・葛岡・川西・大田	
3/1 (水)	9:30 ~ 11:30	戎ヶ下・尾津(東・中・西) 見田団地	麻里府 公民館
	13:30 ~ 15:30	中郷・上組	
3/2 (木)	9:30 ~ 11:30	天神・新町・本町・砂田 定井手・瀬戸	役場1階 会議室
	13:30 ~ 16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
3/3 (金)	9:30 ~ 11:30	波野市・祇園・寿 一本松・長合	役場1階 会議室
	13:30 ~ 16:00	御蔵戸・平田・木地・きじが丘	

◇申告会場など

- ・国民年金を支払っている人は「支払証明書または領収書」
- ・障がいのある人や勤労学生に該当する人は「証明する書類」
- ・要介護認定高齢者(65歳以上)に係る障害者控除の適用を受けようとする場合は、健康保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」

町県民税の申告は、右表の日程で受け付けます。ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しください。

なお、都合のつかない人は、

2月16日(木)から3月15日(水)までに町役場1階会議室で申告してください(土日を除く)。

※税務課職員の多くは申告会場に出向くため、町役場1階会議室は少人数での対応になります。なるべく、対象自治会の申告会場で申告してください。

※各申告会場では所得税の確定申告も受け付けますが、農業(白色申告)以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得のある人は税務署で申告してください。